

保護者の皆様へ

保育園での薬の投与について

さゆり保育園

お子さまの薬は、本来は保護者の方が登園して与えていただくもので、原則として保育園では薬をお預かりしないことになっています。しかし、医師と相談の上、お薬を飲ませたり、使ったりして通常の保育ができると判断され、希望される場合のみ、保護者に代わって与えるようにしたいと考えます。

保護者の皆様におかれましても、下記の注意事項をご確認、ご理解いただき、薬の必要性が認められた場合は、「薬連絡書」のご提出にご協力いただきますようお願いいたします。

【注意事項】

- ① 薬は、「薬連絡書」に必要事項を記載し、直接職員へ手渡して下さい。
 - *朝、登園前に薬を飲ませた時間をお知らせ下さい。
 - *薬袋（名前、内服方法、処方日、病院(医院)名、電話番号の記載されたもの）と「薬剤情報提供書」を。医療機関が発行していなければ薬袋のみでもよい。
 - *粉薬は1包ずつ名前を記入する。
 - *水薬は1回分のみを容器に移して持参のこと。
- ② 薬は、お子さんを診断した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りま。す。（現在治療中で処方されたもののみ）
- ③ 保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません。
- ④ 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお使用に当たっては、その都度保護者にご連絡しますのでご了承下さい。
- ⑤ 初めて使用する座薬については対応できません。
- ⑥ 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断が出来ませんので、その都度保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。
- ⑦ 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針（厚生労働省）によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要ですので、保育園に連絡してください。協議した上で対応いたします。
- ⑧ 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。
- ⑨ アナフィラキシー体質のお子さまは園へお知らせ下さい。